

平成 28 年 4 月 14 日

各 位

会社名 株式会社ホウスイ 代表者名 代表取締役社長 髙橋 昌明 (コード番号 1352 東証第一部) 問合せ先責任者 執行役員管理本部副本部長 小林 留一 (TEL 03-3543-3536)

「内部統制報告書の訂正報告書」の提出に関するお知らせ

当社は、本日公表いたしました「決算短信等及び有価証券報告書等の訂正等に関するお知らせ」でお知らせいたしましたとおり、本日、過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を関東財務局に提出し、過年度決算短信等についても公表いたしました。

また、これと併せ、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき、「内部統制報告書の訂正報告書」を提出しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訂正の対象となる内部統制報告書

第 79 期 内部統制報告書(自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日)

第80期 内部統制報告書(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

2. 訂正の内容

上記の内部統制報告書の記載のうち、3【評価結果に関する事項】を以下のとおり訂正いたします。なお、 訂正箇所は下線_を付して表示しております。

第79期 内部統制報告書(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価手続を実施した結果、平成 26 年 3 月 31 日現在の当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、平成26年3月31日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

記

当社の連結子会社(持分比率 100%)である株式会社せんにち(以下「せんにち」という。)において、同社の元従業員により、過去3年間にわたって、同社の仕入先からの請求書を偽造するなどの手法により、支払金を着服していた事実が判明いたしました。

かかる着服の事実を受けて、せんにちは、同社の顧問税理士事務所及び公認会計士に対し、着服に関する事実関係についての調査を依頼したところ、本調査の過程において、平成25年4月の設立以降3年に

<u>わたり、得意先との取引につき、会計処理の誤りと見られるものも含めて、売上が過大に計上されていた</u>などの報告を平成28年3月上旬に受けました。

<u>当社としては上記調査結果を受け、当社監査法人と協議を行い社内調査を実施した結果、不適切な処理</u>に伴う債権債務の修正及び売上高、損益の修正を行いました。

本件は、取得後のせんにちの全社的な内部統制、業務プロセス及び決算財務プロセスの脆弱性から不適切な会計処理を招いたと認識しております。

<u>以上の結果、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いた</u> <u>しました。</u>

<u>当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備を是正するため、以下のとお</u>りの再発防止策を実施して改善して改善してまいります。

- (1)子会社における業務体制の見直しと監督機能の確保
- (2)子会社の経理業務担当者への教育
- (3) 内部監査体制・内部通報制度の強化
- (4) グループ全体のコンプライアンス意識の向上

第80期 内部統制報告書(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価手続を実施した結果、平成 27 年 3 月 31 日現在の当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、平成27年3月31日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

記

当社の連結子会社(持分比率 100%)である株式会社せんにち(以下「せんにち」という。)において、同社の元従業員により、過去3年間にわたって、同社の仕入先からの請求書を偽造するなどの手法により、 支払金を着服していた事実が判明いたしました。

かかる着服の事実を受けて、せんにちは、同社の顧問税理士事務所及び公認会計士に対し、着服に関する事実関係についての調査を依頼したところ、本調査の過程において、平成25年4月の設立以降3年にわたり、得意先との取引につき、会計処理の誤りと見られるものも含めて、売上が過大に計上されていたなどの報告を平成28年3月上旬に受けました。

当社としては上記調査結果を受け、当社監査法人と協議を行い社内調査を実施した結果、不適切な処理 に伴う債権債務の修正及び売上高、損益の修正を行いました。

本件は、取得後のせんにちの全社的な内部統制、業務プロセス及び決算財務プロセスの脆弱性から不適切な会計処理を招いたと認識しております。

以上の結果、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いた しました。 <u>当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備を是正するため、以下のとおりの再発防止策を実施して改善して</u>

- (1)子会社における業務体制の見直しと監督機能の確保
- (2)子会社の経理業務担当者への教育
- (3) 内部監査体制・内部通報制度の強化
- (4) グループ全体のコンプライアンス意識の向上

以上